

豊能町障害者グループホーム開設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町内における障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の設置を促進し、障害者の自立した生活の場の確保を図るため、グループホームを開設する事業者に対して開設に係る費用の一部を補助することについて、豊能町補助金交付規則（昭和50年豊能町規則第2号。以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「グループホーム」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業は、本町の区域内で障害福祉サービス事業を行う法人が、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、または受ける見込みで、1住居の入居定員が4人以上のグループホームを開設又は、増設する事業とする。

(補助対象要件)

第4条 補助金の交付の対象とする事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) グループホームの入居者のうち、共同生活援助にかかる本町の支給決定を受ける者で、当該グループホームの入居日前1年以上にわたり、町内で在宅生活を継続していた者、法第19条第3項に規定する特定施設に入所していた者又は別のグループホームで生活していた者の合計人数の割合が、当該グループホームの入居定員の2分の1以上であること。

(2) 事業実施年度において、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(3) これまで同一の建物について、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、工事施行前に町長と協議しなければならない。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第7条 申請者は、豊能町障害者グループホーム開設支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業の実施前に町長に申請しなければならない。

(1) 当該開設事業の計画書

(2) 当該開設事業の予算書

(3) 対象経費内訳

(4) 当該開設に用いる物件の改修前及び改修後の平面図

- (5) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）指定書の写し（申請中の場合は申請書の写しを提出後、後日指定書の写しを提出のこと）
- (6) 入居予定者名簿（現住所、名前、生年月日及び援護の実施者がわかるもの）
- (7) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否及び補助金額を決定し、豊能町障害者グループホーム開設支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、豊能町障害者グループホーム開設支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に町長が必要と認める書類を添えて、速やかに町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、変更又は中止の可否を決定し、豊能町障害者グループホーム開設支援事業補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告及び補助金の交付）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業の完了後30日以内に、豊能町障害者グループホーム開設支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該開設事業の決算書
- (2) 対象経費の支出を証明する契約書及び領収書の写し
- (3) 工事を行った部分の工事前及び工事後の写真
- (4) 入居者名簿（現住所、名前、生年月日及び援護の実施者がわかるもの）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊能町障害者グループホーム開設支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、豊能町障害者グループホーム開設支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（財産の処分の制限等）

第10条 補助金により取得した財産は、補助金の交付の目的に従って運用を図るものとし、町長の承認を受けないで、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助金の交付を受けた申請者は、補助対象となったグループホームを少なくとも5年間は継続して運営しなければならない。

（帳簿等の整備）

第11条 補助金の交付を受けた申請者は、費用の収支その他事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を整備し、補助事業が完了した日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(指示及び検査)

第12条 町長は、補助金を交付した申請者に対し、随時、当該補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(補助金の取消し及び返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) グループホーム運営開始後、5年を経過するまでの間に当該グループホームを他の用途に転じたとき。

(4) 補助金を目的外又は不当に使用したと認められるとき。

(5) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(6) 町長の承認を受けずに事業を変更し、又は中止したとき。

(7) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(8) 前条に規定する指示又は検査に従わなかったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費は、町内に新たに開設するグループホームに要する次に掲げる費用のうち、町長が適当と認めた経費とする。ただし、国その他の団体からの助成金等の収入は控除する。 （１）改修費 既存の建物の改修（風呂、洗面所、トイレ改修等）又は増築に要する費用 （２）建設・購入費 建物の新築又は購入に要する費用 （３）設備費 入居者の共同生活に必要な共用設備その他安全確保に必要な設備の設置費用（火災警報装置の設置、スプリンクラーの設備等）
補助対象外経費	次に掲げる費用は、補助の対象外とする。 （１）土地の購入、賃借又は整地に要する費用 （２）マンション等の共同住宅の共有部分の改修に係る費用 （３）その他町長が補助対象経費として適当でないと認める費用
補助率	10／10
補助限度額	100万円
補助金額	補助金額は、事業実績額と補助限度額のうち低い方の額（千円未満の端数は切捨て）

備考

- 1 補助対象事業の要件として第4条第1号に定める本町の支給決定を受ける入居者の割合について、実績報告日時点で入居者未定の空き定員がある場合は、当該空き定員のうち、直近で本町の支給決定を受ける者の利用に供する予定である旨の申立てを受けた人数を、本町の支給決定を受けた入居者数とする。